

# ヤーコプ・グリムと「フォルク」

永 田 善 久\*

## 目次

はじめに	1
「フォルク」概念とその変容	3
愛国心	7
自由	9
ヤーコプ・グリムの「フォルク」	13
参考文献	16

## はじめに

本稿では、ヤーコプ・グリム研究において頻出する「フォルク (Volk)」という概念と、ヤーコプ・グリムの「フォルク」解釈が持つ問題点とを考察する。

「フォルク」という語そのもの、従ってまた「フォルク」という語を含む合  
成語が内包する多義性については、既に別稿でも簡単に触れておいた<sup>1</sup>。「フォ  
ルク」は日本語でいう「国民・民族・民衆・常民・庶民・人民・人々」等々と

---

\* 福岡大学人文学部准教授

<sup>1</sup> 永田善久：「自然史的愛言学——ヤーコプ・グリムの思想」。In:『思想』第 995 号。岩波書店、2007 年 3 月。S.53ff. なお、本稿では『思想』論文では紙数の制約から細部まで立ち入って議論できなかった点を改めて論考しているため、両論稿間には内容的に一部若干重複する箇所があることを断っておく。

いった言葉のうちいずれか一つ、または複数に相当する意味を持っている<sup>2</sup>が、特に「フォルク」という語に対して「民族」という訳語を当てる場合、歴史の中でナチスを経験した私達は、ヤーコプ・グリムが純朴に「ドイツ<sup>フォルク</sup>民族」と言う時の彼のナイーブさ——もしくは善意——に疑義を差し挟むことはないにせよ、それでもそこに不可避的に付随しているある種の危うさに無自覚であり続けることはもはやできない。確かに、ヤーコプの言うフォルクは「言語」を軸に捉えられており、他方ナチスはフォルクにおける「人種」的要素を強調したという点で、双方における「フォルク」理解には本質的な差異が認められると主張することもできる<sup>3</sup>。しかし、ヤーコプの古ドイツ学における「フォルク」解釈、またそこから導いてこられる「歴史」像が、19世紀ナショナリズムと無関係であるのか、そしてヤーコプの理解の中で例えば「市民 (Bürger)」と「民衆 (Volk)」はどう関係しているのか——「市民」と「民衆」は近代においては基本的に異なる存在となっていく——、さらに、ゲーテとシラーとを特に「国民詩人 (Nationaldichter)」として位置付け評価すること<sup>4</sup>は19世紀ドイツナショナリズムと深く結ばれているのではないか、等々といった問題はやはり検討されねばならない。このことはまた、19世紀に確立したドイツゲルマニスティクが持っていた制約あるいは限界を考察することにも繋がっていく。

<sup>2</sup> 村上淳一：「ヤーコプ・グリムとドイツ精神史——“フォルク”の概念を中心として——」。In: 谷口 u. a.『現代に生きるグリム』、岩波書店、1985年。S.59。また、「フォルク」は社会的・階層的単位としての「身分 (等族)」をも指した。それは貴族身分であったり商人身分であったりしたから、文脈によっては「民衆」と訳すことは間違いとなる。

<sup>3</sup> 例えば、ヘーゲルは1793年の論考「民族宗教とキリスト教」の中で「民族の精神 (Geist des Volks)」という言葉遣いをしており、フンボルト家の家庭教師であったカンペも著書『ドイツ語の純化と醇化』(1794)の中で「民族精神 (Volksgeist)」と表現している。堅田剛：『法のことば／詩のことば——ヤーコプ・グリムの思想史』、御茶の水書房、2007年9月。S.98-99。こうした言葉遣いはドイツロマン派の合言葉となっていたが、ヤーコプ・グリム自身は「民族精神」という言葉は用いず、「言語精神 (Sprachgeist)」という語彙を用いている。ただし、『子供と家庭のメルヒェン集』の序文には「民族の精神」という表現も見られる。

<sup>4</sup> 永田善久：「“シラー追慕講演”——ヤーコプ・グリムのポエジー観 (2)」。In: 『福岡大学人文論叢』第30巻第3号、1998年12月。S.1875ff.

なぜなら、ヤーコプ・グリムもその草創期に深く関わっているからである。

## 「フォルク」概念とその変容

「フォルク」及び「ナツィオン (Nation)」という概念<sup>5</sup>は、1800年頃、その意味が変容しようとしていた。これらの語は、18世紀においてはとりわけ「貴族」の対立概念として、即ち、社会身分層間における上下の差異を反映させたものとして垂直的な意味関連の中で用いられていた<sup>6</sup>のに対し、19世紀以降になると、今度は新たにいわば水平的意味関連の中で、つまり、他の「諸民族」や「諸国民」との違いという枠組の中で理解されるようになっていく。もっとも1800年以前の啓蒙主義の時代においても、既にフォルクの民族主義的性質が話題となっていたし(例えばヘルダー)、あるいは、1800年以後でも、フォルクは貴族や実権を握る政府への対立語として用いられた(例えばマルクス)ことはある。しかし、いずれにせよ、ロマン派以前の人達の中で、「フォルク」(あるいは「ドイツ」)が問題となるとき、そこには強く社会層的な問題の含意があったことを理解しておかねばならない。それは、端的には、単純質素な農民あるいは平民(市民)の日常文化と、貴族的な、そして強くフランスに向けられたエリート文化との対立という図式を示す。当時も今も、エリート文化はある意味では超国家的な——それがコスモポリタンのとまで言えるかど

<sup>5</sup> Volk と Nation という概念は、実際の言語使用という観点からは、それらの意味するところの差異について明確には境界線を引けないが、Volk ではより言語・文化的側面が、Nation ではより政治的側面が、それぞれ強調して意識されているという点で、現在では一応の区別がなされている。F. A. Brockhaus. Bd.19. S.210.

<sup>6</sup> 語源的には、Volk は軍隊の一団(Heerhaufe, Kriegsschar)を指したが、同時に、平和時における従者(Gefolgschaft: 奉公人、家族共同体)をも意味した。既に古高ドイツ語の時代に、Volk には大きな人間集団というイメージも結合し、共通の文化・出自を基盤に歴史的に生長した人間共同体というニュアンスが形成され、それは諸侯や共同體上層部との対概念における家臣集団を指すようになっていく。他方、Nation もラテン語の natio (出生・一族・家系)に由来するもので、同じ生活空間の中で一緒に育ち一緒に共同体に所属する人間の自然な連合を指していた。F. A. Brockhaus. Bd.12. S.311, Bd.17. S.192-194.

うかは別として——性格を持つと言えるだろう。土着あるいは民衆<sup>フォルク</sup>の文化とは縁の薄いエリート文化は、特にドイツやロシアの貴族達に見られたものだが、彼等は彼等の模範としたフランスの文化を可能な限り模倣しようと努め、自国語は召使や馬との交流時のみに用いたという<sup>7</sup>。例えば、ヘルダーは1792年に、当時のドイツの社会状況を次のように描写していた。

誰と話すときにドイツ語が使われたのか。それは使用人や召使が相手のときだった。こうしてドイツ語はその使用者のもっとも重要な部分を失ったのみならず、諸身分（等族）は彼等の思考法において、いわば、もっとも内的な感情を表出するための信頼の置ける共通の器官を欠いている、というような状態に二分されたのである…。…全ての諸身分（等族）が一本の木の枝として教育されるような共通の国語や母国語（Landes- und Muttersprache）抜きでは、それぞれの心情を本当に理解することは不可能だし、共通の愛国的（patriotisch）教育や、内的共感及び一体感や、祖國的（vaterländisch）な集合などといったものもはや存在しない。<sup>8</sup>

そして、貴族達のこうした態度への批判として、18世紀を通じて次のような決り文句が見出される：「民族的性質（Nationalcharakter）は、市民また単純質朴な人々の下でもっともよく観察され得る。なぜなら、民族的性質は彼等のもとでこそはっきりと刻印を受けて現れており、一方、垢抜けた貴族達は自分達の民族的独自性を殆ど失ってしまっていたから<sup>9</sup>」。反貴族という流れの

<sup>7</sup> Leerssen, J.: Nation, Volk und Vaterland zwischen Aufklärung und Romantik. In: Bormann, A. v. (Hrsg.): *Volk - Nation - Europa. Zur Romantisierung und Entromantisierung politischer Begriffe*. Würzburg, 1998. S.171.

<sup>8</sup> Herder, J. G.: *Herders Werke in fünf Bänden*. Bd.5. Berlin/Weimar, 1964. S.121. Zit. n.: Hinderer, W.: *Das Kollektivindividuum Nation im deutschen Kontext. Zu seinem Bedeutungswandel im vor- und nachrevolutionären Diskurs*. In: Bormann, a.a.O., S.181.

<sup>9</sup> Leerssen, a.a.O., S.171.

中で、求められる文学の模範もフランスからイギリスへと転換が起こる。とりわけシェイクスピアの発見は、美学的にも政治的にも大きな転回点となった。ドイツの教養人達は長いことラテン語を、宮廷貴族達はフランス語を最貢してきた、という事実に対抗する形で、シェイクスピア熱は1770年頃から広がりを見せ始め、この傾向はロマン派まで続いていく。ゴットシェートのいうフランス志向の啓蒙主義に反対したボードマー、あるいはレッシング等の活動が、こうした動きを促進する。シェイクスピアを手本に劇場における宮廷的形式事や仮面劇は解体されていき、宮廷劇場の代わりに市民的な劇場、特にドイツ語による「国民劇場 (Nationaltheater)」が要求されるようになる<sup>10</sup>。

以上のような動きからは早晩、これからの新しい社会や国を作り上げる主体となるべきは貴族ではなく、「国民国家的性質 (Nationalcharakter)」を失っていないフォルクである、という主張が演繹されてくる。つまり、「国民 (Nation)」の中身をフォルクと等置するという姿勢だ。ヤーコプ・グリムももちろんこの系譜上にいる。しかし18世紀において実存在としての「フォルク」を前提することは、あまりにも現実の裏付けを欠いていた。

ルソーやモンテスキューの思潮を受け継いだヘルダーは、出生に基づいた氏族共同体を基礎に置く「フォルク」を、理性が普遍的通用性を持つという啓蒙主義における考え方に対置させる文脈の中に結びつけ、こうしたヘルダーの普遍的理性批判ひいては文明批判は、後期啓蒙主義以来ドイツにおける文化的・政治的議論を規定してきた。しかしそこでは、「フォルク」あるいは「ナツィオン」の具体的な姿形は呈示されなかった。さらにヘルダーは、言語を「国民文化 (Nationalkultur) 及び「文化国民 (Kulturnation)」の前提としてお

<sup>10</sup> もっとも、レッシングは「ドイツ人に国民劇場を作るのはお人よしの思いつき、我々ドイツ人はまだナツィオンではないのであるから」(『ハンブルク演劇論』)と「国民劇場」には懐疑的であった。Lessing, G. E.: *Hamburgische Dramaturgie*. 2 Bde. (1767-1768), Lachmann, K. (Hrsg.): *Sämtliche Schriften*. Bd.10. Berlin, 1968. S.213.

り<sup>11</sup>、言語の神性を完全には否定しなかったから<sup>12</sup>、こうした言語把握は、言葉を単なる意味を運ぶものとしてだけでなく、精神をも運ぶものとして理解し、この考え方はロマン派にも影響を与えたのである。またシラーも、政治的・集団的個体あるいは独立体としての「フォルク」または「ナツィオン」の非存在を恐らくは見抜いていたから、『クセーニエン』の中で、

ドイツ人の君等は、自分達を国民（Nation）に作り上げよう、と望んでいるが、  
無駄なこと。

その代わりに自分達をもっと自由な人間にすること、これなら君等でもできる。<sup>13</sup>

のように唱えることとなった。つまり、「ドイツ国民（deutsche Nation）」はただ教養と文化の領域のみに存在するもので、政治的にも地理上にも実存できなかったのである。対貴族という枠組で捉えられる18世紀における「フォルク／ナツィオン」概念は、フランス革命前後のイデオロギー的立地点に従い様々なニュアンスを帯びていたが、これらの解釈は世紀の終わり頃にはロマン派の自己理解に結びついていき、19世紀になるとますます政治化していった<sup>14</sup>。19世紀変わり目における「フォルク／ナツィオン」概念は、政治的刻印を受けているとはいえ、一応はまだ、反貴族という市民的・民主的含意を内包していた。しかし、反ナポレオンを旗印に掲げた1806年以降の国民運動の中で、徐々にそのイデオロギー的転向が起こっていく。民主的・市民的イデオロギー

<sup>11</sup> Hinderer, a.a.O., S.183.

<sup>12</sup> 永田善久：「言語に見る歴史と自然——ヤーコプ・グリムの言語理解とアカデミー講演『言語の起源について』をめぐって（上）」。In: 『福岡大学人文論叢』第32巻第3号、2000年12月。S.1918ff.

<sup>13</sup> Schiller, F.: *Deutscher Nationalcharakter* (1797). In: Dann, O. u. a. (Hrsg.): *Friedrich Schiller. Werke und Briefe in zwölf Bänden*. Bd. 1. Frankfurt am Main, 1992. S.589.

<sup>14</sup> 例えばフィヒテの『ドイツ国民（Nation）に告ぐ』（1807-1808）では明らかに「ナツィオン」概念の政治化が起こっている。

としての「フォルク／ナツィオン」概念と、ロマン主義以降の民族主義的「フォルク／ナツィオン」概念との違いは何に由来するのか。

## 愛国心

このことを考える際の鍵となるのが「愛国心 (Patriotismus)」という概念の変遷史である。先のヘルダーの引用の中に見られた「愛国的」という言葉は、文脈からも明らかなように、民主的・市民的・反封建主義的という意味を伴っていた。このように、18世紀には「愛国者 (Patriot)」とは、公共的・市民的生活の中で責任感を伴った役割を演じる、批判的理性と律儀な人柄を備えた市民を指すのに一般に使われていた名称であった。即ち、愛国者とは、徳を持ち、私心のない方法で、彼の社会のために参画する者のことを指したのである<sup>15</sup>。そしてこの「愛国者」という語には、この時点ではいかなる民族主義的な含意もなかった。愛国者の政治姿勢は、市民的・道徳的立場に基づくもので、これは貴族政治の汚職と恣意の反対物であった。さらに、愛国者にとって「祖国愛 (Vaterlandsliebe)」とはその他多くの徳の中の一つに過ぎなかった。つまり、愛国者のいう祖国愛とは、誠実・清廉・貞節・博愛・親や年上の者に対する畏敬等々、といった一連の徳と同列に並ぶものだった。愛国者達は祖国愛を市民生活における一つの重要な要素と見ていたが、しかし、特にそれを原理的に最優先されるものとは考えていなかった点が重要である。ここで対比されるべきは、貴族はこうした意味での祖国愛を全く感じていなかった、という事実である。ここにこそ、18世紀的愛国心と19世紀ナショナリズムとの本質的差異がある。19世紀ナショナリズムは、それ以前の対貴族という垂直的意味

<sup>15</sup> 「愛国者」という語は、アメリカ独立戦争とフランス革命間の数十年の中で、より一層、民主的・共和の意味を勝ち取っていったという。アメリカにおいて愛国者とは、自らを英王国から引き離す人を表したし、フランスでは、貴族政体・絶対王政への反対者を指す名称で、これは『第三身分とは何か』(1789)を著したシェイエスによる「ナション (nation)」概念——第三身分、つまり市民層はナションと同義である——の反貴族的含意に対応している。Leerssen, a.a.O., S.173-174.

関連における「愛国心」とは、対他「フォルク」（対他「ナツィオン」）という水平的意味関連における「排他主義」によってはっきりと異なっているのである。後者の精神的態度は、その後例えば「国民矜持（Nationalstolz）」といったような語彙に典型的に表れてくるようになる。

ここでヤーコプ・グリムの「フォルク」解釈を振り返ってみよう。

ヤーコプの全活動・思想の中での不動点、それは明らかに「フォルク」であった<sup>16</sup>。それはさしあたって、彼の歴史的方法論により諸研究対象から帰納されてきたものだったが、次第に超歴史的な固有の様相をも帯びるようになる。「フォルク」とはヤーコプにとって、「国民・国家（ナツィオン）」の唯一の中身であり、それは何百年にも亘り連綿と継続してきたはずのものだった。それは、ヤーコプ自身にも見極めることのできない遠い過去から常に存在し、その単純性のゆえに、現在の社会的変遷に伴うあらゆる混乱にも拘らず、変わることなく自然的なもの、根絶やしにされることのないものを守り保存してきた基底と見なされた。それは、時空間の制約を受けた実際の歴史の中ではそれぞれ変化に富む具体的な姿形をとるが、その核は揺ぎ無く持続し、時代を超越していくものと捉えられた。そして、ヤーコプの生きた時代のコンテキストの中で、実存の人間集団としての「フォルク」が問題となったとき、彼は最終的にはそれを個々の身分的範疇で分断されない「一体としてのフォルク（Gesamtvolk）」<sup>17</sup>として理解したのである。

こうした「フォルク」解釈に基づいたヤーコプの「祖国愛」は、決して偏狭的なものではなかったが、多くの徳のうちの一つとされていたかつての「愛国

<sup>16</sup> なお、ヤーコプにおいて「フォルク／ナツィオン」概念はほぼ未分化と見なせる。例えば、『ニーベルンゲンの歌』は「民族詩（nationalgedicht）」と捉えられていた。永田善久：「法の感性的要素——ヤーコプ・グリムの初期法論文と『ドイツ法古事誌』をめぐって」、In:『詩・言語』第49号。東京大学文学部独語独文学研究室、1995年10月。S.121ff.

<sup>17</sup> Denecke, L.: *Jacob Grimm und sein Bruder Wilhelm*. Stuttgart, 1971. S.142-143.



的」な姿勢とは対照的に、それは絶対的に第一の要素と考えられるようになっていく。ヨーロッパ規模に展開されたヤコブの文献学上の該博性や、ケルト語・フィンランド語・ヘブライ語・サンスクリット語までにも向けられていく彼の眼指がある種の普遍性を示していることには疑いの余地がないが、これは「民族的に縛られた普遍性 (national gebändigte Universalität)<sup>18</sup>」と形容できるものでもあった。つまり、膨大な研究素材を、最終的にはドイツ及び近縁のゲルマン語圏の言語・文学・法・神話・風習等々へと目標を定めて取り扱っている点で、ヤコブ独自のものだ。そして、ヤコブが「祖国愛こそ第一のもの」という姿勢を原理的に追求したとき、それは、彼が意図せずとも、いずれはそこに不可避的に付随しようとする排他的要素を、さらには異なった方向に利用される余地をも、胚胎させてしまっていたといえる。現代の視点から、ヤコブのこの有様をナイーヴと呼ぶならば、彼のナイーヴさは、対フランスという姿勢の中で表明された「ドイツ国民の基本権に関する審議への修正動議」(1848年)の中に認められる「自由と祖国」というイデオロギー的連合観念の中にもっともよく現れている。ここでは「普遍的人権とドイツとが無理やり結び付けられて<sup>19</sup>」しまっているからだ。

## 自由

1848年にフランクフルトで開催された国民議会における最大の課題は、ドイツ国民の基本権を定めることであった。1848年7月3日、憲法委員会の作成した12箇条の憲法草案が総会に提出されたが、第1条には次のようにあった：「全てのドイツ人は一般的なドイツ公民権を持つ。それによって帰属する

<sup>18</sup> Sonderegger, S.: National gebändigte Universalität: Die historische Wortforschung als programmatische Erkenntnis und sprachwissenschaftliches Vermächtnis der Brüder Grimm. In: Hildebrandt; Knoop (Hrsg.): *Brüder-Grimm-Symposium zur Historischen Wortforschung*. Berlin/New York, 1986. S.1.

<sup>19</sup> Wyss, U.: Die Grimmsche Philologie in der Postmoderne. In: Hildebrandt; Knoop (Hrsg.), a.a.O., S.271.

権利を、ドイツ人は、ドイツの全ての国で行使することができる。…<sup>20</sup>」。この原案に対し、ヤーコプの案も含め 42 の修正動議が出される。彼は 7 月 5 日の総会で、自らの修正動議に関する簡単な説明を行う。国民議会において最短とされるヤーコプのこのときの演説は、速記録として残っている<sup>21</sup>。7 月 20 に採決が行われるが、反対 205、賛成 192 票で、ヤーコプの修正動議は僅差で否決された。速記録によれば、ヤーコプは次のように説いた。

皆さん、私がここで提案させて戴く栄誉を頂戴した条項について、手短かに説明させて戴きたいと思います。私の喜びは、我々の将来憲法委員会の草案の中に、フランスの定式「自由 (freiheit)、平等 (gleichheit) そして友愛 (兄弟愛) (brüderlichkeit)」の模倣が欠けていることです。最近既にコメントしたように、人間は平等ではありません。人間は、憲法が持つ趣旨に照らしても兄弟ではありません。むしろ、友誼関係 (brüderschaft) ——こちらの方がよりよい翻訳でしょう——とは宗教的、道徳的な概念であって、これは既に聖書の中にも含まれているものです。しかし、自由という概念は、もっと聖なるもので、もっと重要なものです。ですから私には、この概念を我々の基本法の先頭に持ってくるが一層必要であると思われるのです。従って、私は次のように提案します。草案第 1 条は第 2 条とする、そしてその代わりに、次のような内容の第 1 条を挿入します。

「全てのドイツ人は自由である、そしてドイツの土地はいかなる隷属状態も甘受しない。他所の非自由民も、ドイツに留まれば、自由になる」

私は、つまり、自由という権利からさらに自由の持つ力強い作用を導くのです。他所の空気が不自由にしたなら、ドイツの空気は自由にせねばなりません。私は、皆さんにこの動議を勧めるためには、今申し上げたことで充分だと信じます。

<sup>20</sup> 高橋健二：『グリム兄弟・童話と生涯』、小学館、1984 年、S.265.

<sup>21</sup> この速記録は、ヤーコプ自筆の草稿として残っている修正案とは少々異なっていることが分かる。後者の草稿は、本稿の最後に掲げる。

(多くの党派からブラヴォーの声)<sup>22</sup>

ヤーコプの憲法修正動議における自由の賞賛は、フランスが要求する「自由 (Liberté)」に還元されるのではない。「自由」という合言葉は、まず第一に「民族的に縛られた普遍性」に基づかされる。なぜなら、「ドイツ」の憲法たるもの、単に法規や法的命題の羅列に留まらず、ドイツ民族<sup>フォルク</sup>の信条公言の作品となっていないとまではならない、とヤーコプは考えたからである<sup>23</sup>。従って、「自由」というそれ自身は普遍性を持つ概念にドイツ味を付加し、この権利を同時にドイツの伝統から導いてくる必要があった。「ドイツの空気」といった箇所が、<sup>いにしえ</sup>古のことわざ「都市の空気は自由にする<sup>24</sup>」を土台にしていることは明らかだ。

啓蒙主義において祖国愛が言及される場合には、ややもするとその行き過ぎが警告されるのが常だった。愛国者は、祖国愛というのは集団的エゴイズムに成り得、それにより徳から放埒になってしまうという危険を見ていたから、祖国愛よりも重要なものとして「博愛 (Philanthropie)」つまり一般論における人類愛を上位に置いた<sup>25</sup>。しかし、ヤーコプは、「平等 (Égalité)」や「友愛 (Fraternité)」ではなく「自由」をドイツ人の基本権の基底に据える。そしてこの「自由」は強くドイツの土地 (= 祖国) に結びついている。

ところで、憲法の本文内に「平等」の文言を組み込むことを疑問視したヤー

<sup>22</sup> Grimm, J.: Über grundrechte (1848). In: Schmitt, L. E. (Hrsg.): *Jacob Grimm und Wilhelm Grimm. Werke. Forschungsausgabe*. Abteilung I. Die Werke Jacob Grimms. Bd.8,1. Hildesheim/Zürich/New York, 1992. S.438-439.

<sup>23</sup> これより 30 年以上も前の 1814/15 年に、ヤーコプがドイツ連邦規約 (Bundesakte) ——今後作成されるべき全ドイツの連邦憲法——草案に関し激しい批判を書き付けた長めの手記が残っているが、そこでも「1. いかなるドイツ人も自由である、2. いかなるドイツ人も彼の祖国と結ばれている」といった表現を盛り込むことが要求されている。Grimm, J.: *Bemerkungen über eins der Projecte der Pentarchen zu einer deutschen Bundesacte* (1814/15). In: Schmitt, L. E. (Hrsg.), a.a.O., S.415.

<sup>24</sup> もっとも、この表現自体は、19 世紀になってから作られたものであるという。村上淳一, a.a.O., S.95.

<sup>25</sup> Leerssen, a.a.O., S.175.

コプの姿勢の背後には、彼の実際的・実効的な法解釈があった<sup>26</sup>。彼は、法の前の全ての人の原理的な平等を拒否したわけではなかった。フランス革命が掲げた平等への要求は、不可侵の基本的人権として、私財への権利とともに表明されたものであったが、当時のドイツの現実には社会的な不平等を相変わらず存在させていた。即ち、貴族の特権は実際には廃止されなかったのである。こうした状況の中でヤーコプは、実現不能な題目だけの「平等」の代わりに、現実にある法的差異の実効性を伴う除去を要請した。このことをもっとも直截的に現しているのが、国民議会での彼の演説「貴族と勲章について」<sup>27</sup>である。その中でヤーコプは、貴族と市民そして農民間にある全ての法的差異の除去と、貴族間のもとより、下の階級から貴族への叙爵を廃止することを訴えた<sup>28</sup>。その際ヤーコプは自らの主張を、個人史から根拠付けていた。

…恐らく私はクラス全体で一番できた生徒でした。当時私の腰掛けていた長椅子には、ヘッセン州でもっとも金持ちの貴族の息子も座っていました。奨学金が問題となるとしかし、私が一番良くできるということは皆よく知っていたにも拘らず、私には奨学金がおりなかったのです。受け取ったのはその金持ちの貴族の子弟でした…。<sup>29</sup>

フランクフルト国民議会という大舞台で、ヤーコプがこのように極めて個人的な出来事を披露したのは、彼自身が当時の不平等をいかにその時代の問いとして捉えていたかを示すものだろう。社会における法的不平等については、20

<sup>26</sup> Halub, M.: „Die Menschen sind nicht gleich“. Über die Auseinandersetzung Jacob Grimms mit der Devise „liberté, égalité, fraternité“. In: Denecke, L. (Hrsg.): *Brüder Grimm Gedenken*. Bd.10. Berlin, 1993. S.84-85.

<sup>27</sup> Grimm, J.: Über adel und orden (1848). In: Schmitt, L. E. (Hrsg.), a.a.O., S.439-443.

<sup>28</sup> Ebd., S.443.

<sup>29</sup> Ebd., S.441.

年前の『ドイツ法古事誌』序文の中でも既に言及されていた<sup>30</sup>。そこでは古ドイツにおける奴隷制を肯定するような主張も見られたが、ヤーコプのこうした矛盾的な態度は、当時の法の非整備状況に対する批判として理解され得る。

以上のような、祖国に強く結び付けられた自由というヤーコプの思想の背後に、民族主義的偏狭性や排他主義そのものが潜んでいるとまでは言えないが、それでもかつては個人的な徳に根ざしていた「祖国愛」が、政治的・イデオロギーの様相を帯びつつある方向に進み始めているのは事実であろう。今や祖国愛は、同じ心根を持つ人々による社会的連帯に対して向けられるというよりは、歴史的・文化的共同体としての理念上の「ドイツ人」に要求されるものへと変質していく。だからこそヤーコプは、ドイツ国民の基本権を定める憲法に盛られるべき文言として、「友愛」あるいは「友誼関係」を安直に用いること——「友愛」は普遍的な徳として（原理上は）誰とでも結び得る——を拒否したのではなかったか。こうした志向は、暗黙のうちに、文化及び言語に基礎を置く民族的由来の差異化へと展開していくことになる契機を持たざるを得なかった。そして後になると、「比較文献学」とか「比較民族学」とかいった語彙が、「<sup>民 族</sup>フォルク」の意識を決定的に人種・系譜学の方へ逸らしていくことになる<sup>31</sup>。

## ヤーコプ・グリムの「フォルク」

つまり、ヤーコプの「フォルク」解釈が抱える問題は以下の点にあった。

彼は、まず貴族との対立項として捉えられる「<sup>民 衆</sup>フォルク」を、とりわけ地方

<sup>30</sup> 永田善久：「法の感性的要素——ヤーコプ・グリムの初期法論文と『ドイツ法古事誌』をめぐって」, a.a.O., S.107ff.

<sup>31</sup> 例えば、フンボルトの孤立語・膠着語・屈折語という言語の共時的な形態類型を、孤立語から膠着語そして屈折語への進歩という言語の必然的な通時的発展史と見なすことで屈折語に優位を認めたシュライヒャーの言語学や、世界の諸民族を歴史的民族と非歴史的民族に分ち、前者の優位性を説いたシュタイントールの言語学（民族心理学）を参照。永田善久：「言語に見る歴史と自然——ヤーコプ・グリムの言語理解とアカデミー講演『言語の起源について』をめぐって（下）」, In: 『福岡大学人文論叢』第32巻第4号, 2001年3月, S.2545ff.

住民——例えば、農民・小作人・羊飼・漁師・鉱山労働者等々——の中に見出した。彼等こそが、劇的に変転していく社会の近代化及び政治的混乱から遠いところで、古から伝承されたドイツ「<sup>民</sup>folk」の独自性をもっとも忠実に保存しているのであり、この意味で彼等こそ、ドイツの恒常的・継続的な要素を遵守する超歴史性の媒介者と捉えられた。しかし現実には、この「<sup>民</sup>folk」は、ヤーコプの言うところの「教養 (Bildung)」によって溝ができた教養市民——ヤーコプ自身の信念はどうであれ、彼も明らかにこの教養市民層に属する。経済的に成功した大市民とは必ずしも重ならないにせよ——との対立項となってしまう。18世紀後半イギリスで始まった産業革命の波は、19世紀にはドイツにも徐々に押し寄せてきており、社会におけるこうした産業構造の変化は多数のプロレタリアートを生み出していった。彼等プロレタリアートの政治的台頭は、市民的・自由の革命運動を解体へと導く。なぜなら、このいわゆる第四身分は新たにバリケードを築いて、自らの階級的要求を掲げ始めたからだ。既得権益を守りたい富裕な市民層は、1844年シュレーゲンで起きた織物工による蜂起に驚愕した。結果として、彼等は超保守的王制支持派の反自由主義そして反革命的陣営と結びついた。国民運動は、初期には、反ナポレオン、自由・民主的、市民・革命的な特徴を持っていたが、後には、民族主義に基づいた帝国主義的・保守的刻印を帯びようになる。後者で思い描かれる「folk」概念は、ヤーコプの理想主義的な思惑とは裏腹に、もはや第四身分を含まなくなる。

ヤーコプの意識の中では、有力市民層が貴族と結ばれた後は、「<sup>人</sup>folk (民衆と小市民)」が彼等との対立概念となる。なぜなら、貴族及び有力市民は「<sup>民</sup>folk」の精神を失ってしまっているから。しかし、ヤーコプにとっては、設立されるべき「<sup>国</sup>家」の主体としてどうしても「<sup>民</sup>folk」(Gesamtvolk)は統一されていなくてはならない。この際、常に変わず想起されるのは、理念・理想的イメージとしてのみ存在していた「祖folk

(Urvolk)<sup>32</sup>」であった。このイメージに基づき、実存性は不問に付し、folkは最初から一体として捉えられてしまう。ここでは、あらゆる社会層上の差異は止揚されている。全folkを結ぶ根拠は実に「同じ言語を話す<sup>33</sup>」だけだった。ヤーコプの言う「folk」は、現実の社会や政治の場においては実体の伴わない曖昧なものであり、その概念は未定義のままに据え置かれていた<sup>34</sup>。このような、理念が先行した形での「folk」解釈は、その後ある一定の政治的イデオロギーに容易に結びつく要素を内包していたのである。それは、ヤーコプ自身がたとえ意識せずとも、対象に関する批判的な考察を欠くことによって、歴史認識を曇らせてしまうことにもなった<sup>35</sup>。これがヤーコプ・グリムの「folk」解釈が持っていた限界だった。

最後に、憲法草案への修正動議としてヤーコプ・グリムによって用意されていたオリジナルの草稿を掲げておく。これらは公には読み上げられなかったものであるが、ここには「folkに基づいた自由」というものを彼がどれほど重要視していたのか、ということが明確に現れている。

## 第1条

### 第1項

ドイツのfolkは自由人からなる一つのfolkであり、ドイツの土地はいかなる隷属状態も許容しない。他所の不自由人もドイツの土地の上に留まれば、ド

<sup>32</sup> 永田善久：「法の感性的要素——ヤーコプ・グリムの初期法論文と『ドイツ法古事誌』をめぐる」、a.a.O., S.105ff.

<sup>33</sup> 永田善久：「歴史性／超歴史性の弁証法——ヤーコプ・グリムのポエジー観」、a.a.O., S.129.

<sup>34</sup> Reiher, R.: Nachwort zu Grimm, J. u. W., Reiher, R. (Hrsg.): *Über das Deutsche*. Frankfurt am Main, 1986. S.346.

<sup>35</sup> 例えばヤーコプ晩年の著書『ドイツ語の歴史』が抱える問題点はその典型である。永田善久：「言語に見る歴史と自然——ヤーコプ・グリムの言語理解とアカデミー講演『言語の起源について』をめぐる(下)」, a.a.O., S.2550ff.

イツの土地は彼等を自由にする。

第2項

ドイツの土地といった場合には、さらに、ドイツの船もしくはドイツの旗を掲げて航行中の船も含まれる。いかなる奴隷であっても、こうした船に乗りこめば、すぐさま自由になる。

第3項

いかなるドイツ人も奴隷を所持してはならない。また、直接的もしくは知っていて間接的に、奴隷売買を目的とした取引や奴隷の存在を前提として初めて為し得る取引に荷担してはならない。

第4項

誰であれ上のことに反して取引する者、もしくは法廷によってこうした罪を犯したとされた者、その者からはドイツ市民権が剥奪される。<sup>36</sup>

(了)

## 参考文献

[1] Bormann, Alexander v. (Hrsg.): *Volk - Nation - Europa. Zur Romantisierung und Entromantisierung politischer Begriffe*. In Verbindung mit Gerhart von Graevenitz, Walter Hinderer, Gerhard Neumann, Günter Oesterle und Dagmar Ottmann. Würzburg: Königshausen & Neumann 1998.

[2] Denecke, Ludwig (Hrsg.): *Brüder Grimm Gedenken*. Bd.10. Im

---

<sup>36</sup> Grimm, J.: Entwurf des Artikels I §§ 1-4 der Grundrechte des deutschen Volkes (1848). Zit. n.: Hennig, D.: Politik. In: Hennig, D.; Lauer, B. (Hrsg.): *200 Jahre Brüder Grimm. Die Brüder Grimm. Dokumente ihres Lebens und Wirkens*. Bd.1. Kassel, 1985. S.623.



Namen der Arbeitsgemeinschaft für die Geisteswissenschaft des 19.Jahrhunderts e.V. Berlin. Marburg: N.G.Elwert Vlg. 1993.

- [3] Denecke, Ludwig: *Jacob Grimm und sein Bruder Wilhelm*. Stuttgart: J.B.Metzlersche Verlagsbuchhandlung 1971 (= Sammlung Metzler Bd.100).
- [4] Grimm, Jacob: *Jacob Grimm und Wilhelm Grimm. Werke. Forschungsausgabe*. Schmitt, Ludwig Erich (Hrsg.): Abteilung I. Die Werke Jacob Grimms. Bd.8,1. Kleinere Schriften 8 (1890). Nach der Ausg. von Karl Müllenhoff und Eduard Ippel neu herausg. von Otfried Ehrismann. Hildesheim, Zürich, New York: Olms-Weidmann 1992.
- [5] Grimm, Jacob und Wilhelm: *Über das Deutsche*. Reihler, Ruth (Hrsg.): Schriften zur Zeit-, Rechts-, Sprach- und Literaturgeschichte. Frankfurt am Main: Röderberg-Vlg. 1986.
- [6] Hennig, Dieter; Lauer, Bernhard (Hrsg.): *200 Jahre Brüder Grimm. Die Brüder Grimm. Dokumente ihres Lebens und Wirkens*. Bd.1. Kassel: Vlg. Weber & Weidemeyer 1985.
- [7] Hildebrandt, Reiner; Knoop, Ulrich (Hrsg.): *Brüder-Grimm-Symposion zur Historischen Wortforschung*. Beiträge zu der Marburger Tagung vom Juni 1985. Berlin, New York: Walter de Gruyter 1986.
- [8] Lessing, Gotthold Ephraim: *Sämtliche Schriften*. Lachmann, Karl (Hrsg.): Bd.10. Dritte, aufs neue durchgelesene und vermehrte Aufl., besorgt durch Franz Muncker. Stuttgart: G.J.Götschen'sche Verlagshandlung 1894 (= Photomechanischer Nachdruck. Berlin: Walter de Gruyter & Co. 1968).

- [9] Schiller, Friedrich: *Friedrich Schiller. Werke und Briefe in zwölf Bänden*. Otto Dann u. a. (Hrsg.): Bd.1. Frankfurt am Main: Deutscher Klassiker Vlg. 1992.
- [10] Lexikon-Redaktion des Verlages F.A.Brockhaus: *dtv-Lexikon in 20 Bänden*. München: Deutscher Taschenbuch Vlg. 1990.
- [11] 堅田剛：『法のことば／詩のことば——ヤーコプ・グリムの思想史』。御茶の水書房，2007年。
- [12] 高橋健二：『グリム兄弟・童話と生涯』。小学館，1984年。
- [13] 谷口／村上／風間／河合／小澤／レレケ：『現代に生きるグリム』。岩波書店，1985年。
- [14] 『詩・言語』第49号。東京大学文学部独語独文学研究室，1995年10月。
- [15] 『思想』第995号。岩波書店，2007年3月。
- [16] 『福岡大学人文論叢』。第30巻第3号，1998年12月；第32巻第3号，2000年12月；第32巻第4号，2001年3月。